

(写)

参考資料 3

堺消生七第 208 号

平成 22 年 7 月 6 日

堺市消費生活審議会 会長 様

堺市長 竹山 修身



堺市消費者基本計画の策定について (諮問)

堺市消費生活条例第 9 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について諮問いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

記

堺市消費生活条例第 9 条第 1 項の規定に基づく堺市消費者基本計画について